別　添

正　誤　表

記載内容を次のとおり訂正します。

対象	変更前	変更後
6-1 見積活用方式の概要及び留意事項	(8) 契約制限価格の設定から落札者決定までの期間において、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合は、契約制限価格に活用した入札辞退等を行った入札者を除外した最終参考見積価格を活用し契約制限価格を算出し直すこととし、入札手続きを保留する場合がある。	(8) **契約制限価格の設定以降、１回目の開札執行までの期間において、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合は、入札手続きを保留し、１回目の入札において有効な入札を行った者の最終参考見積書を活用し契約制限価格を算出し直すこととする。** **なお、再度入札に移行した場合においては、再度入札の手続き中に、契約制限価格に活用した最終参考見積書を提出した入札者が入札を辞退した場合、又は入札書が無効になった場合であっても、契約制限価格の算出し直しは行わない。**